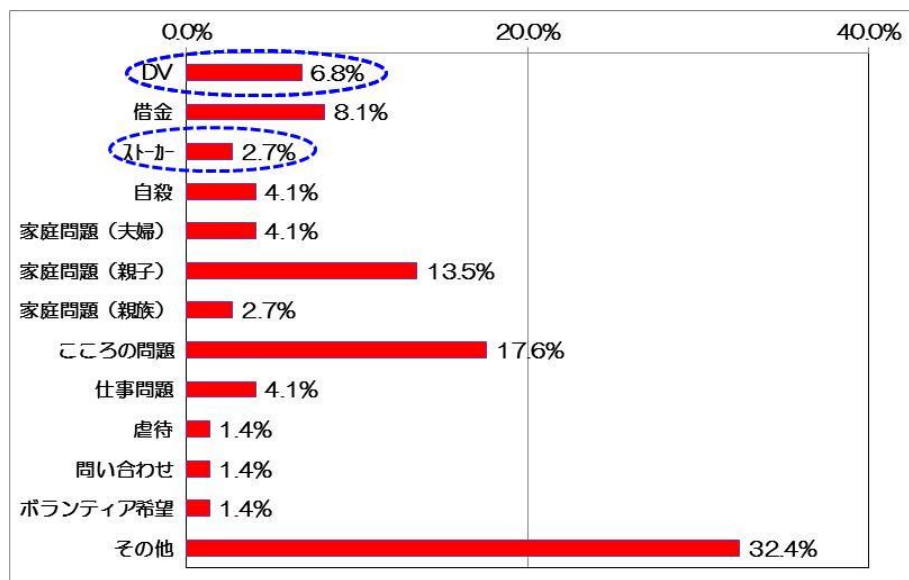


【2014年12月 相談レポート】～12月は「DV・ストーカー」の相談～



12月は、ストーカーに関するご相談が数件ありました。そこで11月の相談レポート「DV問題」の続きとして「ストーカー」に関するご相談案件に触れたいと思います。まず、ストーカー行為とはDVの一部であり、ストーカーの加害者は、被害者と直接的に面識のあった人物である場合が多いといわれています。また、法律では「特定の者に対する恋愛感情のもつれや好意感情又はそれが満たされなかったこと」による被害者への「つきまとい等」と規定し、規制されています。

実際にご相談を受けたあるケースでは、相談者である被害者女性が、元夫の加害者男性からストーカー被害を受けているという内容でした。元夫はこの女性に対し、自分の思い通りにならないことがあると家からノコギリを持ち出して暴れたり、女性が離婚を切り出した際には「別れるなら死んでやる！」と言い、自分の首を果物ナイフで切るという自傷行為を行うなどして、女性が元夫から離れられないようにコントロールしてきたそうです。

その後、なんとか離婚できたのですが、しばらくして元夫の携帯番号から無言電話があったり、帰宅時の待ち伏せが続いたことから、恐怖と危機感を覚えた女性が相談に訪れました。

相談を受け、すぐに警察に通報し、警察への相談履歴を残しておくことを勧めました。その際、元夫への警告措置を希望していることも伝えるように助言しました。さらに行政機関にも相談し、不測の事態に備えた措置をとるよう提案しました。

このように、「～するなら、〇〇してやる」と言われた側は、「私が～しなければ（～してしまったら）、この人は本当に死んでしまうかもしれない」と、離れることへの罪悪感と、恐怖から生まれる責任を感じます。

「もし離れたら何をされるかわからない。だから怖くて別れられない」との思いから、一度、相手に従ってしまうと、言った側は「こうすれば、相手は思い通りにできる」と学習してしまいます。そして、次第に要求はエスカレートしていきます。これらは全て、気づき・気づかれにくい「暴力」「DV」といった、「見えない支配」の中で起こります。受け入れられないものには、受け入れられないという選択をしてもよいのです。

～悩みごとや困りごとがありましたら公益社団法人日本駆け込み寺へ～

ご相談は、以下の電話番号からどうぞ

◆新宿歌舞伎町駆け込み寺：03-5291-5720 ◆仙台国分町駆け込み寺：022-395-7740